

悪質商法の
ターゲット

18歳が ねらわれる!?

保護者の方へお渡しください

2022年4月1日から、成人年齢が
18歳に引き下げられました。



▼ 成人になると、どうしてねらわれるの? ▼

理由1 自分の意思で
高額の契約(買物)
ができる

親権者の同意が
無くても、高額
な買物ができる
ようになります。



理由2 親権者の承諾
無く、お金が
借りられる

現金が無くても、
クレジットカードの
キャッシングや、銀行
ローン、消費者金融が
利用できるようになります。



理由3 未成年者取消権
が使えない

成人になると、未成年者取消
権(*)は使えなくなります。
※未成年者取消権…未成年者が、
親権者の同意を得ずに結んだ高額の契約は、
原則として取り消すことができるというもの。



都内の消費生活センターに寄せられた
「18歳・19歳」の相談件数



成人年齢引下げ前と比べて、
18歳・19歳の相談件数が増えています!

「18歳・19歳」の相談における
契約購入金額別割合



契約購入金額が、高額化しています!

悪質事業者は、心の隙間に付け込みます!

事例1：美容関連のトラブル

ステキになりたい!

SNS 広告で見た「無料」のお試し脱毛に行ったら、
しつこく勧誘され、高額なコースを契約することに...

今日、契約すれば、
特別に割引!

通い放題!
月々たったの
5千円!

- 「通い放題」と言われたのに、契約書には回数や期間、解約条件など、さまざまな条件が記載されていることも。
- 長期にわたる分割払の契約をさせられ、予想以上に支払総額が高額になることも。
- 思いどおりの施術にならないことも。

※脱毛などの美容・医療トラブルの相談は性別関係なく多数寄せられています。

事例2：もうけ話のトラブル

お小遣いが欲しい!

マッチングアプリで知り合った人から「簡単に稼ぐ方法がある」と無料通話アプリやサイトに誘導され...

案に稼げる!
絶対もうかる!

友人を誘うと、
紹介料も入るよ!

- 会員登録料、さまざまな手数料など高額の支払を要求されることも。
- 突然連絡が取れなくなる。アプリの問合せに返信がない、電話が繋がらないことも。
- 友人を誘うと、人間関係が壊れる上に、自分自身が加害者になることも。

※アプリ、SNSなどで知り合った、「友人」には注意が必要です。

気付きのポイント

- 家に見慣れない書類(契約書)や商品がある
- お金に困っている様子がある
- 何となく元気がない
- 電話の着信やメッセージにおびえている

トラブルにあっても、
相談しにくいもの。
保護者の気付きや
声掛けが大切です。

困ったときは、
消費生活センターにご相談ください。

●消費者ホットライン

☎ 188 (お近くの消費生活相談窓口につながります)

●東京都消費生活総合センター

☎ 03-3235-1155

【受付時間】月曜日~土曜日 9:00~17:00

相談
無料

都内の団体に講師を派遣して
消費生活講座をお届けします

実際に起きているトラブル事例をはじめ、悪質商法の
手口や被害にあわないためのポイント、対処方法をお話
します。ご要望のテーマでお話しますのでPTA、サークル等
の集まりの際に、ぜひご利用ください。

出前講座に関する
お問い合わせ

☎ 03-3235-4167



このリーフレットについての問い合わせ ●東京都消費生活総合センター 活動推進課 ☎ 03-3235-1157

リサイクル推進(A)
COOPERS GREEN
100%リサイクル紙

東京都消費生活総合センター こんなトラブルの相談が寄せられています! 詳しくは裏面▶